

山口市COOL CHOICEキャラクター「選ぶー」等 デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市COOL CHOICEのキャラクター「選ぶー」、シンボルマーク、ロゴタイプ及びキャッチコピーのデザイン（以下「キャラクター等のデザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の申請等)

第2条 キャラクター等のデザインを使用しようとするものは、あらかじめ山口市COOL CHOICEキャラクター「選ぶー」等デザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、山口市COOL CHOICEキャラクター「選ぶー」等デザイン使用届（様式第2号）に必要な書類を添付して市長に提出し、次条第1項各号に該当しない場合は、承認を受けたこととみなす。

(1) 山口市内の教育機関又は保育施設が教育の目的で使用するとき。

(2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(3) その他、市長が適当と認めるとき。

(使用承認)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクター等のデザインの使用を承認するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められるとき。

(2) 山口市COOL CHOICEキャラクター「選ぶー」等デザイン利用の手引き（以下「デザイン利用の手引き」という。）に定められた正しい使用方法に従って使用しないとき。

(3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 市が特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（昭和23年法律第122号）に定める営業を行う者が使用するとき。

(6) 使用方法や使用場所等の内容が、キャラクター等のデザインのイメージを損なうと認められるとき。

(7) 営利を目的とする使用であると認められるとき。

(8)その他、市長が不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、山口市COOL CHOICEキャラクター「選ぶー」等デザイン使用（変更）承認書（様式第3号）をもって行うものとする。

（使用料）

第4条 キャラクター等のデザインの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第5条 キャラクター等のデザインを使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。

(2)承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(3)原則として、キャラクター等のデザインには、デザイン利用の手引きに定められた著作権表示等を付すること。

(4)承認にかかる物品等が完成したときは、当該完成品を速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写し又は写真をもって代えることができるものとする。

（承認内容の変更）

第6条 キャラクター等のデザインの使用の承認を受けたものが、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、山口市COOL CHOICEキャラクター「選ぶー」等デザイン使用承認変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項により届出を行った場合は、任意の様式により変更内容を届け出るものとし、その内容が第3条第1項各号に該当しない場合は、変更の承認を受けたものとみなす。

3 第2条から前条までの規定は、第1項の承認について準用する。

（使用状況の報告等）

第7条 市長は、第2条第2項により届出を行ったものに対し、キャラクター等のデザインの使用状況について報告を求めることができる。

2 市長は、第3条の規定により、キャラクター等のデザインの使用の承認を受けたものに対し、キャラクター等のデザインの使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

（承認の取消し）

第8条 市長は、キャラクター等のデザインの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、山口市COOL CHOICEキャラクター「選ぶー」等デザイン使用承認取消書（様式第5号）をもって行うものとする。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、キャラクター等のデザインの使用の承認を取り消した場合、使用の承認を受けたものに損害が生じても、市長はその責任を一切負わない。

2 キャラクター等のデザインの使用の承認を受けたものが、キャラクター等のデザインの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、キャラクター等のデザインの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月27日から施行する。